

電気供給約款に関する重要事項説明書

- 小売電気事業者（電気の供給者） 旭化成株式会社（登録番号：A0692）
- 取次事業者（お客さまとの需給契約の契約者） 旭化成ホームズ株式会社
- 上記小売電気事業者による電力供給を取次し、お客さまと需給契約を締結します。

契約申込方法

- お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の電気供給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、お客さまより申込書、インターネット、電話、口頭等によって申込みをしていただきます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当社とその他の契約の料金について支払期限を超過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でない判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。

供給開始時期

- 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、お客さまが申し込みをされた後に到来する最初の検針日とします。ただし、最初の検針日までに、スマートメーターの設置工事等、切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。
- 他の小売電気事業者から当社への切り替えにあたり、現在のご契約内容によっては解約に伴う違約金が請求される等の不利益事項が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- 新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望される日といたします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、電気の使用を開始した日とします。
- **現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者がスマートメーターを設置いたします。設置工事の実施に際し、停電が発生する場合がありますので、予めご了承ください。**
- 現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は小売電気事業者が代行して行いますので、お客さまによる解約手続きは不要です。現在ご契約中の小売電気事業者との契約は当社の供給開始とともに解約（切り替え）されます。開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

料金単価

- 料金は、基本料金、電力量料金、電源コスト調整額（九州エリアに適用される電気料金には、離島ユニバーサルサービス調整額を加減）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- 基本料金単価、電力量料金単価、電源コスト調整額は、電力会社エリアごと、料金メニューごとに、電気供給約款に定める単価といたします。

（料金計算方法）

電気料金	=	最低基本料金	+	電力量料金	±	電源コスト調整額 ※1, ※2	+	再生可能エネルギー発電促進賦課金 ※2
				電力量料金単価 × ひと月のご使用量		電源コスト調整単価 × ひと月のご使用量		再生可能エネルギー賦課金単価 × ひと月のご使用量

※1 九州エリアに適用される電気料金には、電源コスト調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を加減します。

※2 最低料金部分については最低料金に適用される電源コスト調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

計量方法及び料金算定の方法

- 当社は、一般送配電事業者が計量した電力量をもとに電気料金を計算いたします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、一般送配電事業者と小売電気事業者との協議により使用電力量を定めます。
- 料金の算定期間は、原則として、前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間を「1月」として算定いたします。ただし、新たな電気の供給開始や需給契約の解約等の場合には、電気供給約款にもとづき日割計算いたします。
- お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。詳細は、電気供給約款をご参照ください。
- 電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でも、原則として、その期間中についても供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。**電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイトにてご確認ください。**
- 電気料金は、電気供給約款に定める方法で、支払期日までに毎月お支払いいただけます。支払期日は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の営業日を支払期日といたします。

料金等の支払方法

- 料金および工事費負担金等相当額については、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときに支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。なお、この場合、当社が指定した様式によっていただきます。

契約期間、契約変更及び解約

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。継続後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。
- お客さまが電気の需給契約の変更や転宅等による解約を希望される場合は、当社へお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の2営業日前までにお申し出いただく必要があります。
- 支払期日を経過してもなお料金（当社とその他の契約の料金を含みます。）、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気供給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。
- **現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。**

契約内容

- 契約内容の詳細は当社の電気供給約款によるものといたします。
- 当社は、電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「電気需給契約」重要事項説明書および電気供給約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 電気供給約款または需給契約の内容を変更する場合は、その変更内容をお客さまにお知らせいたします。その際には、供給条件の説明を、書面の交付、ウェブサイトまたは電子メールその他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。また、当該変更をおこなう事項のみを説明し、お知らせいたします。あらかじめご了承ください。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。
- 変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができません。

違約金

- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、電気供給約款に基づき、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

設備の賠償

- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

工事に関する費用負担

- 一般送配電事業者から、託送供給約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額としてお客さまから申し受けます。
- 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

供給条件

- 供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、動力契約の場合は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。
- 周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。

その他

- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 一般送配電事業者の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社および小売電気事業者の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社および小売電気事業者は損害賠償責任を負わないものといたします。

託送供給等約款に定める需要家の責任に関する事項

- お客さまの土地または建物への立ち入りによる業務の実施計量器の確認や法令で定めるところによる保安のために必要なお客

さまの電気工作物の検査等を実施するために、**一般送配電事業者またはその委託事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。**この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。

- お客さまが次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。
 - a 電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがある場合
 - b お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- 一般送配電事業者が定める託送供給約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。
 - a 一般送配電事業者及びお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - b 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事ややむを得ない場合
 - c その他保安上の必要がある場合

個人情報の取り扱い

- お客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者との間で共同で利用することがあります。
- 当社は、お客さまへ電気料金、使用量等を通知するために必要な情報を小売電気事業者から取得し、通知に必要な範囲およびサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発に必要な範囲でそのお客さま情報を利用いたします。またご記入いただいたメールアドレスは、メールマガジン、ネットサービス利用に必要な情報の発信およびアンケートのお願いのために用い、それ以外の目的では利用いたしません。

◆ 問合せ先及び受付時間

〈取次事業者（お客さまとの需給契約の契約者）〉

旭化成ホームズ株式会社

東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング

☎ 0120-2777-39

（平日10時～17時 水・日・祝日・年末年始を除く）

メール：hebeldenki@om.asahi-kasei.co.jp

停電などに関するお問い合わせは、一般送配電事業者へお問い合わせください。

〈小売電気事業者（電気の供給者）〉

旭化成株式会社（登録番号 A0692）

東京都千代田区有楽町1-1-2 日比谷三井タワー

☎ 0120-2777-39

（平日10時～17時 水・日・祝日・年末年始を除く）

メール：energycc@om.asahi-kasei.co.jp